

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月及び 49 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月
② 昭和 49 年 5 月から同年 7 月まで

申立期間①の国民年金保険料については自分が、また、申立期間②の保険料については義父が、それぞれ納付したはずであるにもかかわらず、申立期間①が未納、申立期間②がみなし免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月及び 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、任意加入期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、申立人の所持する領収書により、昭和 48 年 8 月 20 日に、同年 8 月から 49 年 7 月までの 1 年分の国民年金保険料を前納していることが確認できるものの、同年 1 月に保険料の改定があったため、納付した保険料に不足が生じ、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の昭和 48 年附則第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づき、最後の 3 か月（申立期間②）が「みなし免除」とされたものであるが、申立人の所持する領収書により、申立人（の義父）は、申立期間②中である 49 年 6 月 25 日に、申立期間②直後である同年 8 月から 50 年 7 月までの保険料を前納していることが確認でき、この時点において、申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

申立期間については、会社を退職後、その月のうちに国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和57年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得して以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を9回行っているが、申立期間を除いて未加入期間は無く、間を空けないように配慮していたことがうかがえることから、申立期間についてのみ手続を誤ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録及び同協会B事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年5月30日まで

昭和18年4月1日にA協会に就職し、定年退職する58年2月まで継続勤務した。社会保険事務所（当時）の記録では23年4月の1か月分の厚生年金保険被保険者記録が抜けているが、厚生年金保険料は継続して給与から差し引かれていたので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された在籍期間証明書、人事記録及び同協会の回答書により、申立人が同協会に継続して勤務し（昭和23年5月1日に同協会から同協会B局に職制改正）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年3月及び同年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月2日まで

昭和48年4月1日にA社に入社し、同年7月1日に同社C支店に転勤した。申立期間については、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録及び健康保険組合の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年7月1日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していないと回答していることから、事業主が昭和48年6月30日を資格喪失日、同年7月2日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月11日から同年8月1日まで
昭和32年2月に、当時のA社（現在は、B社）C営業所から同本社工務部内線工事課に異動し、同時にDのE社に出張を命じられ、ビルの工事現場で勤務した。

約1年半の間、同現場に勤務したが、昭和32年2月11日から同年8月1日までが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事記録、辞令簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社C営業所及び同本社に継続して勤務し（昭和32年2月11日に同社C営業所から同本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していないと回答していることから、事業主が昭和32年8月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月16日から40年2月1日まで
昭和39年12月16日付けでB社からグループ会社であるA社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、辞令書、B社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和40年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないが、商業登記簿により、同社が39年12月16日に設立され、電気通信機械器具及びその他機械器具の販売を業としていたことが確認できるとともに、元同僚が、「申立期間当時、10数人が勤務していた。」と証言していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで

昭和30年7月にA社に入社し、59年11月30日まで継続して勤務していた。55年10月1日付けで同社B工場から同社C事業部へ間を空けることなく異動したが、同年9月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事のお知らせ」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、雇用保険の記録及び同社の回答書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和55年10月1日に同社B工場から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月まで
会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、夫婦二人分を毎月私が銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間が私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月 9 日に払い出されていることが確認できることから、申立人は会社退職から約 4 年後のこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 53 年 8 月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により過年度納付することができず、申立人に特例納付を行った記憶も無い。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳よりも前に年金手帳をもらった記憶は無いとしているところ、その所持する年金手帳は、表紙がオレンジ色調の、昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであることから、申立人が同年同月よりも前に国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 46 年 7 月まで
独立開業するため、昭和 42 年 5 月に会社を退職後、同月又は翌月ごろ、社会保険事務所（当時）で社会保険への加入について相談したが、「5 名以上の従業員がいなければ社会保険には加入できない。」と言われたので、仕方なく国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 5 月又は同年 6 月ごろ、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番であり、両番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人及びその妻は 51 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 51 年 1 月 30 日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、このことは上述の推測とも符合する上、同名簿により、申立人は 50 年 10 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、同年 9 月以前の納付記録欄には斜線が引かれ、「納付不要」の押印がされている。

さらに、申立人の所持する年金手帳を見ても、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和 50 年 10 月 1 日と記載されている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から60年11月まで

昭和52年4月に出産のために会社を辞めた後、いろいろな手続と一緒に国民年金の加入手続も行ったと記憶しており、国民年金保険料の納付については、申立期間のすべてではないが、54年及び55年ごろの2年ぐらいについて、送られてきた納付書により納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月の会社退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A町（現在は、B市）の保管する資料により、申立人及びその夫は61年7月26日に国民年金の加入手続を行い、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した60年12月26日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金の被保険者となった日として、昭和60年12月26日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人は、「夫の事業の失敗により夫の免除申請を行った際に加入手続を行ったことを覚えている。」としているが、仮に申立人の主張するとおり、昭和52年4月から国民年金に加入していたのであれば、61年7月26日に上記の夫婦二人に係る国民年金の加入手続を行う必要は無く、申立内容には不自然さがみられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したとする期間の特定ができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料

(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 48 年 2 月までのうち 1 年半程度
長女が 8 歳、長男が 6 歳のころ、地下鉄で A 駅の B 社へ通勤し、団体保険の勧誘に会社訪問をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、1 年から 1 年半程度について、B 社（現在は、C 社）に勤務したと主張しているが、申立人は、当時の同僚の名前を覚えていない上、当時の関係者及び同僚等からは、申立人の勤務実態に係る証言は得られない。

また、申立期間当時の夫は、「当時、妻が B 社に勤務したことについて記憶にない。」と証言している。

さらに、C 社 D 本社は、「社員は、退職後 5 年を経過した時点で関係書類を廃棄するため、申立人について何も確認できず不明である。」と回答している。

加えて、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 18 年 9 月に高等農林学校農芸化学科を卒業し、同年 10 月から、後に A 社に社名変更する B 区の C 社の研究所に勤務した。所属は有機班で、当時は技術者であっても重労働の製造業務に専念していたため、厚生年金保険の被保険者資格取得日が事務系職員と同じ 19 年 10 月 1 日となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

A 社（現在は、D 社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 18 年 10 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は、その主張する同年 10 月から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日と記載されており、労働者年金保険法から厚生年金保険法への制度改正により被保険者の適用範囲が拡大されたことに伴い被保険者記号番号が払い出されたことを示す「改」の表示が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票の被保険者資格取得日欄も、昭和 19 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる。

さらに、旧厚生年金保険法の附則により、厚生年金保険料の控除は、昭和 19 年 10 月 1 日からとなっている。

加えて、D 社は、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて、当時の届出の控え等が残っていないため不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 7 月 21 日まで
② 昭和 42 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 41 年 10 月ごろから A 社（現在は、B 社）に勤務したが、42 年 7 月に C 社が設立され、A 社の自動車部品販売部門に在籍していた自分は、C 社で勤務することになり、同年 10 月 20 日まで勤務した。

しかし、A 社に勤めていた申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない上、C 社で勤めていた期間のうち、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の同僚の証言、C 社の同僚の証言及び申立人が申立期間後に勤務した事業所が保管する申立人の履歴書の記載により、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社において申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち、同社への入社日を記憶している者 6 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社日の 3 か月から 7 か月後であることが確認できる上、申立人が記憶する同僚 2 名は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させない取扱いが行われていたことがうかがえる。

また、B 社の事業主は、当時の厚生年金保険の取扱いは記憶していないとしている上、申立期間当時の従業員に関する資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）

は廃棄済みとしていることから、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。

また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間前後に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立期間①について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人と同様に、A社からC社に移籍して勤務したとする同僚の証言により、申立人が申立期間当時、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年10月1日であり、申立期間②において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社は、平成16年5月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、関係資料（労働者名簿、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄済みとしていることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除については不明である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 29 日まで
昭和 35 年 3 月、A 県 B 高等学校を卒業し、同年 4 月 1 日に C 社（現在は、D 社）に就職し、翌 36 年 9 月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は 36 年 5 月 29 日からとなっている。
申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者で、同僚の証言及び自身の記憶により当該事業所への入社日が推定できた同僚 14 人のうち、13 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社日の 2 か月から 15 か月後であることが確認できることから、当該事業所においては、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させない取扱いが行われていたことがうかがえる。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人について、すぐに厚生年金保険に加入させたかについては不明である。」と証言しているところ、申立期間当時の事業主は死亡している上、D 社は、「当時の関係資料は一切保管しておらず、申立人の勤務状況は不明である。」としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いは不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 14 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 47 年 9 月 14 日から 48 年 4 月 1 日までの期間、A社にトラック運転手として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立期間当時、申立人がトラック運転手として、A社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、複数の元同僚の証言及びオンライン記録から、元同僚の中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者、及び入社して2か月から6か月经過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数名確認できるとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、雇用保険に加入していないことが確認できるとともに、当該事業所が昭和 43 年 4 月 1 日から加入しているB厚生年金基金は、「申立人の記録は無い。」と回答している。

加えて、当該事業所は既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い。

なお、申立人は、「同僚2、3人と一緒に事業主に直談判を行ったので、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたはずである。」と主張しているものの、直談判を行った時期について、「直談判を行ったのは当該事業所に入社後

すぐではなく、働いていた期間の後半ごろであった。一緒に直談判を行った元同僚の名前は覚えていない。」としていることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも直談判を行う以前の期間については、自分が厚生年金保険被保険者資格を取得していないことを認識していたものと考えられ、直談判の結果も明らかではない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。